

介護職員等処遇改善加算とは

施設のケアマネジャーや事務職員等を含む、介護サービスに従事する職員の処遇改善を図るための加算制度です。

そもそも処遇改善加算は、介護業界の人手不足を改善するために設けられました。少子高齢化が進む日本では介護サービスのニーズが増大しています。しかし、介護報酬は上限が定められているため職員の給与を上げにくく、人材確保が業界全体の大きな課題となっています。このような状況を受け、職員の賃金改善や職場環境の整備のために3つの加算が順次設けられ、2024年度の介護報酬改定で統合されました。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

処遇改善加算の要件には「キャリアパス要件」「月額賃金改善要件」「職場環境等要件」の種類があります。

職場環境等要件は6区分24項目です。6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上の取り組みで算定でき、選択した取り組みを公表致します。

職場環境要件の提示について

職場環境等要件は6区分24項目です。6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上の取り組みで算定でき、選択した取り組みを公表致します。

当法人が取り組んでいる内容を下記に掲示致します。

入職促進	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す物に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 有給休暇が取得しやすい環境の整備
心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

心身の健康管理	
生産性向上	<p>タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p>
やりがい・働きがい	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p>

参考HP：<https://www.local-train.jp/kasan.html>